

**【年金を受けている皆様へ】**  
現況届等の提出期限に係る取り扱いについて

令和2年7月9日  
在ザンビア日本国大使館

**【ポイント】**

現況届等は、通常、誕生日末日に設定された提出期限までに提出いただくことが必要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、令和2年2月末日から令和2年6月末日までに提出期限を迎える方については、令和2年7月31日までにご提出いただければ良いこととなりました。

**【本文】**

つきましては、以下の届書の提出期限が令和2年2月末日から令和2年6月末日までの方のうち、以下の届書が未提出である方については、令和2年7月31日までにご提出ください。

なお、令和2年7月31日までに未提出の場合につきましては、年金や年金生活者支援助付金の支払いが一時止まることとなりますので、ご注意ください。

※ただし、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する受給権者の方(提出期限が令和2年2月末日以降である方)については、引き続き、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された後3か月後までの間、年金の支払いを差し止めないこととしています。

なお、該当する受給権者の方には、郵便の受付の再開後、個別に届書の提出についてご案内させていただきます。

〈対象となる届書〉

- ・ 現況届
- ・ 生計維持確認届

(日本年金機構ホームページ)

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

なお、詳細を問い合わせる場合は、下記ねんきんダイヤルで確認できます。  
(ねんきんダイヤル) (81)3-6700-1165

**【問い合わせ先】**

在ザンビア日本国大使館

○大使館受付

+260-211-251-555

○領事・警備班

+260-977-77-1205

+260-977-77-1206

このメールは「在留届」及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete> (停止)